

文 部 科 学 省

土木工事施工管理要領

令和3年版

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官

目 次

第 1 章 総則	1
1. 1 目的	1
1. 2 対象範囲	1
第 2 章 工事の施工管理	1
2. 1 施工管理の構成	1
2. 2 施工管理の実施	1
第 3 章 施工管理の方法	1
3. 1 工程管理	1
3. 2 出来形管理	1
3. 3 品質管理	2
3. 4 規格値	2
3. 5 工事写真	2
(別表 1) 出来形管理基準表	3
(別表 2) 品質管理基準表	13

第1章 総則

1.1 目的

この要領は、施工状況を計画的に掌握することにより、起こりうる問題点を早期に発見し、工事の欠点をなくすとともに、工作物等の品質及び出来形のばらつきを少なくし、信頼性を高め、工事を円滑かつ安全に施工し、工期内に完成させることを目的とする。

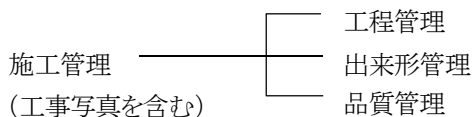
1.2 対象範囲

この要領は、国立の文教施設の整備に伴う土木工事の施工を対象とする。ただし、設計図書に指定されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この要領によりがたい場合、又は基準が定められていない工種については、監督職員と協議する。

第2章 工事の施工管理

2.1 施工管理の構成

施工管理の構成は、次のとおりとする。



2.2 施工管理の実施

- (1) 工事の着手に先立ち、施工管理計画及び施工管理担当者を定める。
- (2) 施工管理担当者は、施工内容を把握し、適切な施工管理を実施する。
- (3) 施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに測定（試験）等を実施する。
- (4) 測定（試験）等の結果は工事の施工に反映させるとともに、その都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出する。

第3章 施工管理の方法

3.1 工程管理

工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式等）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

3.2 出来形管理

- (1) 出来形管理は、構造物の出来形を出来形管理基準表（別表1）に定める測定基準及び測定項目により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理する。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(2) 出来形図は、設計図書等が利用可能なものについてはこれを用いることができる。なお、出来形図に記入する設計値は、黒または青書き、実測値は、朱書きとする。

3. 3 品質管理

(1) 品質管理は、材料及び構造物の品質を品質管理基準表（別表 2）に定める試験項目及び試験基準により実施する。

なお、品質管理基準表の試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施する。

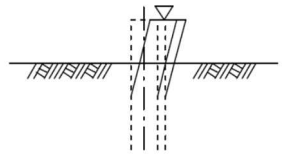
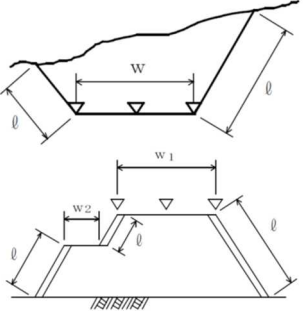
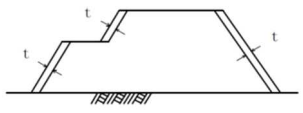
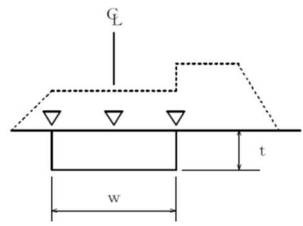
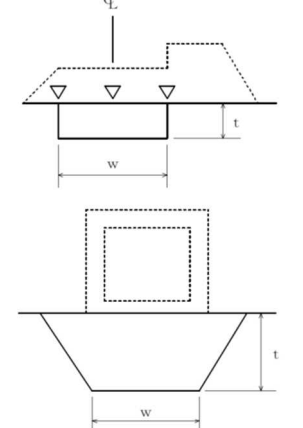
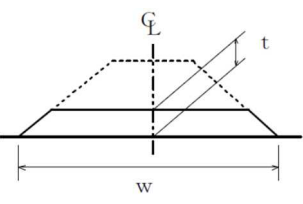
また、「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施する。

3. 4 規格値

出来形管理基準表（別表 1）及び品質管理基準表（別表 2）により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

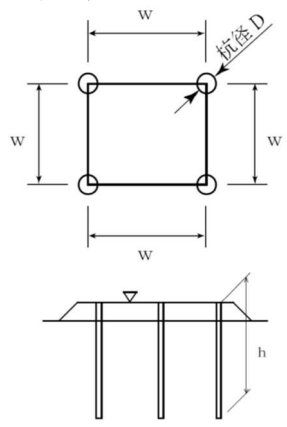
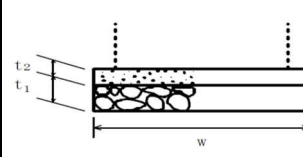
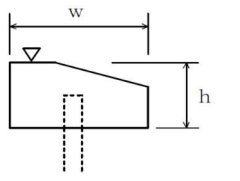
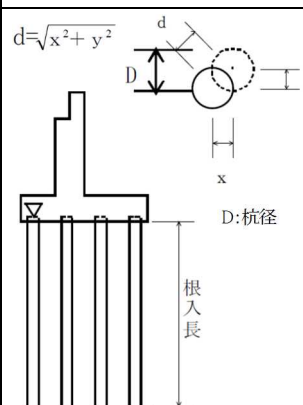
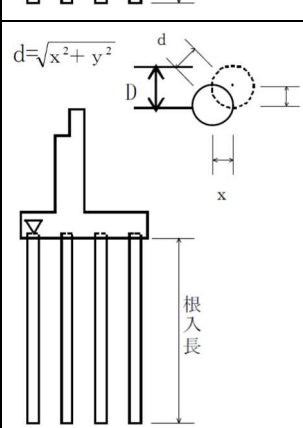
3. 5 工事写真

工事写真は、施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を別に定める工事写真撮影要領により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出する。

章	工種	項目	規格値 mm	測定基準	備考	
3章 仮設工	土留杭 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高 ∇	± 100	基準高は、施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所測定		
		根入長	設計値以上			
4章 土工	切土工 盛土工	基準高 ∇	± 50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所測定 基準高は、道路中心線及び端部で測定		
		幅: W、w1、w2	-100			
		切土 法長 : l	$l < 5m$			-200
		法長 : l	$l \geq 5m$			-4%
		盛土 法長 : l	$l < 5m$			-100
		法長 : l	$l \geq 5m$			-2%
	のりめん 法面整形工	厚: t	$\ast -30$	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定 \ast 土羽打ちのある場合に適用		
	路床安定処理工	基準高 ∇	± 50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所測定 基準高は、道路中心線及び端部で測定 厚さは中心線及び端部で測定		
		施工厚さ t	-50			
		幅 w	-100			
延長 L		-200				
置換工	基準高 ∇	± 50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所測定 基準高は、道路中心線及び端部で測定 厚さは中心線及び端部で測定			
	置換厚さ t	-50				
	幅 w	-100				
	延長 L	-200				
サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所測定 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定			
	幅 w	-100				
	延長 L	-200				

出来形管理基準表

別表 1

章	工種	項目	規格値 mm	測定基準	備考
4章 土工	パーチカルドレーン工	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所, 100本以下は2ヶ所測定 1ヶ所に4本を測定 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。	※余長は、適用除外 
		杭径 D	設計値以上		
		打込長さ h	設計値以上	全本数について測定	
		サンドドレーン工の砂投入量	—	全本数について測定 計器管理に替えることができる	
5章 基礎工	砕石基礎工	幅 w	設計値以上	施工延長40mにつき1ヶ所, 延長40m以下の場合は, 1施工箇所につき2ヶ所測定	
		厚さ t1・t2	-30		
		延長 L	各種構造物の規格値による		
	コンクリート基礎工	基準高 ▽	±30	施工延長40mにつき1ヶ所, 延長40m以下の場合は, 1施工箇所につき2ヶ所測定	
		幅 W	-30		
		高さ h	-30		
		延長 L	-200		
	既製杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定	
		根入長	設計値以上		
		偏心量 d	D/4以内かつ 100以内		
		傾斜	1/100以内		
	場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定	
根入長		設計値以上			
偏心量 d		100以内			
傾斜		1/100以内			
杭径 D		設計径 (公称径) -30			

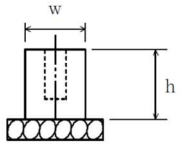
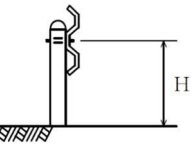
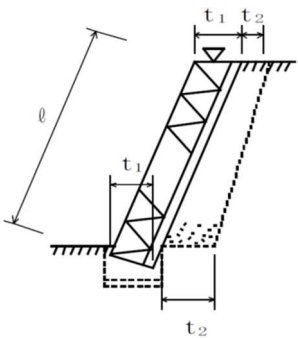
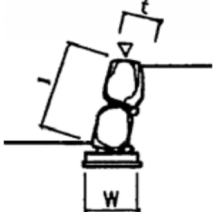
出来形管理基準表

別表 1

章	工種	項目	規格値 mm	測定基準	備考
7章 舗装工	路盤工 (下層路盤)	基準高 ▽	±50	基準高は、延長40mごと又は施工面積500㎡ごとに1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定 厚さは、各車線200mごと又は施工面積500㎡ごとに1ヶ所を掘り起こして測定 幅は、延長80mごと又は施工面積500㎡ごとに1ヶ所の割に測定 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合、1施工箇所につき2ヶ所測定	厚さは、個々の測定値(X)が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値は(X10)について満足しなければならない ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない
		厚さ(X)	-45		
		厚さ(X10)	-15		
		幅	-50		
	路盤工 (上層路盤)	厚さ(X)	-30	幅は、延長80mごと又は施工面積500㎡ごとに1ヶ所の割に測定 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合、1施工箇所につき2ヶ所測定	ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない
		厚さ(X10)	-10		
		幅	-50		
	粒度調整路盤工				
	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ(X)	-9	幅は、施工延長80mごと又は500㎡に1ヶ所の割で測定 厚さは、1,000㎡に1ヶ所の割でコアーを採取して測定 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合、1施工箇所につき2ヶ所測定	厚さは、個々の測定値(X)が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値は(X10)について満足しなければならない ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない σは、3mプロフィールメータ標準偏差とする コアーの採取は、橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる
		厚さ(X10)	-3		
		幅	-25		
		平坦性(X10)	3mプロフィールメータ - (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下		
セメントコンクリート 舗装工 (コンクリート舗装版)	厚さ(X)	-10	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後に、各車線200mごと又は500㎡ごとに水系又はレベルにより1測線当	厚さは、個々の測定値(X)が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに	
	厚さ(X10)	-3.5			
	幅	-25			

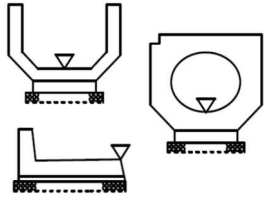
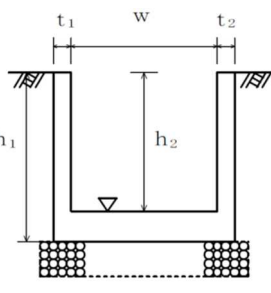
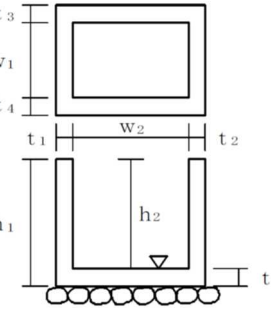
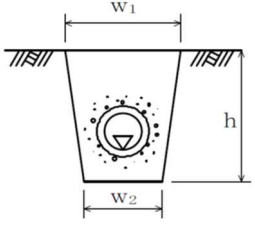
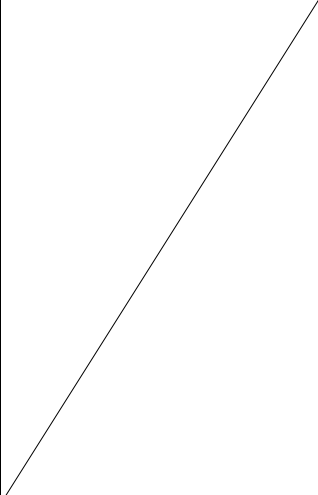
出来形管理基準表

別表 1

章	工種	項目	規格値 mm	測定基準	備考	
		平坦性 (X10)	コンクリートの硬化後3mプロファイルメータにより 機械舗設の場合 (σ)2.4mm 以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下	たり横断方向に3ヶ所以上測定 幅は、延長80mごと又は500㎡ごとに1ヶ所の割で測定 平坦性は各車線ごとに版縁から1mの線上、全延長とする なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合、1施工箇所につき2ヶ所測定 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	, 10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない	
		目地段差	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線および端部で測定		
	自然石又はブロック系舗装	セメントコンクリート舗装工 (コンクリート舗装版)による				
7章 舗装工	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎 幅 w 高さ h	-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下の場合、1施工箇所につき2ヶ所測定		
			-30			
	ビーム取付高 H	+30 -20	1施工箇所ごとに測定			
	縁石工 (縁石工) (アスカープ工)	延長 L	-200	1施工箇所ごとに測定		
	プレキャスト・現場打側溝工、樹	9章 排水工(該当工種)による				
8章 修景・遊具・管理施設	修景石積み (崩れ積み以外)	基準高 ∇	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所で測定 厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定		
		法長 ℓ	ℓ < 3m			-50
			ℓ ≥ 3m			-100
		厚さ(石積) t1	-50			
		厚さ(裏込) t2	-50			
	延長 L	-200				
	修景石積み (崩れ積み)	基準高 ∇	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所測定		
法長 ℓ	ℓ < 3m	-50				
	ℓ ≥ 3m	-100				
厚さ t	-50					
延長 L	-200					

出来形管理基準表

別表 1

章	工種	項目	規格値 mm	測定基準	備考
9章 排水工	プレキャスト側溝工 (U字溝, L型溝, 管渠)	基準高 ∇	± 30	施工延長40mにつき1ヶ所, 40m以下 の場合は, 1施工箇所につき2ヶ所測定	
		延長 L	-200	1施工箇所ごとに測定	
	現場打側溝工	基準高 ∇	± 30	施工延長40mにつき1ヶ所, 40m以下 の場合は, 1施工箇所につき2ヶ所測定	
		厚さ $t1 \cdot t2$	-20		
		幅 w	-30		
高さ $h1 \cdot h2$		-30			
延長 L	-200	1施工箇所ごとに測定			
9章 排水工	集水枿	基準高 ∇	± 30	1施工箇所ごとに測定 ※は, 現場打部分のある場合	
		厚さ $t1 \sim t5$	-20		
		※ 幅 $w1 \cdot w2$	-30		
		※ 高さ $h1 \cdot h2$	-30		
9章 排水工	暗渠工	基準高 ∇	± 30	施工延長40mにつき1ヶ所, 40m以下 の場合は, 1施工箇所につき2ヶ所測定	
		幅 $w1 \cdot w2$	-50		
		深さ h	-30		
		延長 L	-200		
10章 法面保護	植生工 (張芝工, 筋芝工, 種子散布吹付工, 植生シート工, 植生マット工, 植生筋(人工筋芝))	切土 $\phi < 5m$	-200	施工延長40mにつき1ヶ所, 40m以下 の場合は, 1施工箇所につき2ヶ所 測定	
		法長 ϕ $\phi \geq 5m$	法長の -4%		
		盛土 $\phi < 5m$	-100		
		法長 ϕ $\phi \geq 5m$	法長の -2%		
		延長 L	-200	1施工箇所ごとに測定	

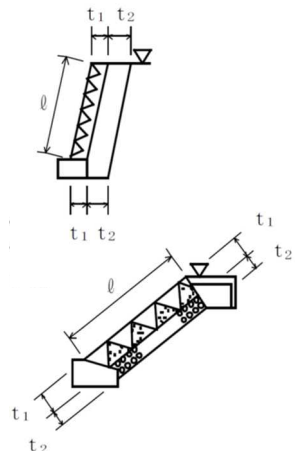
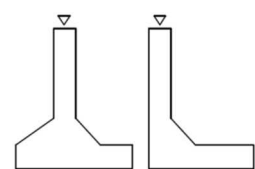
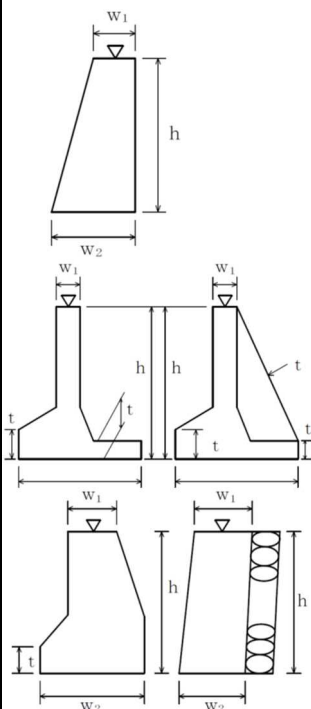
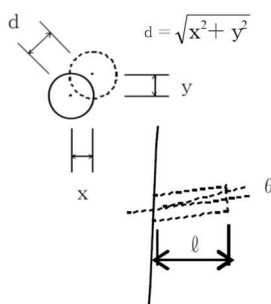
出来形管理基準表

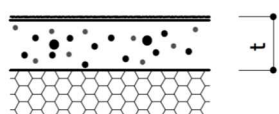
別表 1

章	工種	項目	規格値 mm	測定基準	備考		
10章 法面保護	モルタル又はコンクリート吹付工	法長 ℓ	$\ell < 3m$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所測定 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする 施工面積200㎡につき1箇所、200㎡以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所をせん孔により測定 1施工箇所ごとに測定		
			$\ell \geq 3m$	-100			
		厚さ t	$t < 5cm$	-10			
			$t \geq 5cm$	-20			
		吹付け面に凹凸がある場合の最小吹付け厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上					
		延長 L	-200				
	プレキャスト法枠工	法長 ℓ	$\ell < 10m$	-100	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所測定 1施工箇所ごとに測定		
			$\ell \geq 10m$	-200			
		延長 L	-200				
	現場打法枠工 吹付法枠工	法長	$\ell < 10m$	-100	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所測定 法枠延長100mにつき1ヶ所、100m以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所測定 1施工箇所ごとに測定		
			$\ell \geq 10m$	-200			
		幅 w	-30				
高さ h		-30					
枠中心間隔 a		± 100					
延長 L		-200					

出来形管理基準表

別表 1

章	工種	項目	規格値 mm	測定基準	備考		
10章 法面保護	コンクリートブロック積(張)工 石積(張)工	基準高 ∇	± 50	施工延長40mにつき1ヶ所, 40m以下 の場合は, 1施工箇所につき2ヶ所測定 厚さは, 上端部及び下端部の2ヶ所を 測定 ただし, 変化点はすべて測定	修景石積工は8章による 		
		法長 l	$l < 3m$			-50	
			$l \geq 3m$			-100	
		厚さ(ブロック・石積長)				t1	-50
		厚さ(裏込)				t2	-50
		延長 L				-200	
	プレキャスト擁壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長40mにつき1ヶ所, 40m以下 の場合は, 1施工箇所につき2ヶ所測定 1施工箇所ごとに測定			
		延長 L	-200				
	現場打擁壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長40mにつき1ヶ所, 40m以下 の場合は, 1施工箇所につき2ヶ所測定 ただし, 変化点はすべて測定			
		厚さ t	-20				
		裏込厚さ	-50				
		幅 $w_1 \cdot w_2$	-30				
		高さ h	$l < 3m$			-50	
			$l \geq 3m$			-100	
	延長 L		-200	1施工箇所ごとに測定			
アンカー工	削孔深さ l	設計値以上	全数について測定	任意仮設は除く 			
	配置誤差 d	100					
	せん孔方向 θ	± 2.5 度					

章	工種	項目	規格値 mm	測定基準	備考
11章 運動場	路盤工 (土系舗装) クレー舗装 アンツーカー舗装 天然芝舗装 (全天候系舗装) 人工芝舗装 樹脂系舗装 アスファルト系舗装	基準高 ▽	±50	基準高は、施工延長40mごと又は 施工面積500㎡ごとに1ヶ所の割で測定 厚さは、延長200m又は施工面積 500㎡ごとに1ヶ所を掘り起こして測定 幅は、延長80mごと又は施工面積 500㎡ごとに1ヶ所の割に測定 なお、延長、施工面積が上述の規 模以下の場合は、1施工箇所につき2 ヶ所を測定	厚さは、個々の測定値(X)が 10個に9個以上の割合で規格値 を満足しなければならないととも に、10個の測定値の平均値は(X X10)について満足しなければな らない ただし、厚さのデータ数が10 個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない 
	t < 150 (X)	-30			
	t < 150 (X10)	-10			
	t ≥ 150 (X)	-45			
	t ≥ 150 (X10)	-15			
	幅	-100			
	厚さ t				
	幅				
	基層 (全天候系舗装)	7章 舗装工(アスファルト舗装工(表層工))に準じる			
	表層工 (土系舗装) クレー舗装 アンツーカー舗装 (全天候系舗装) 樹脂系舗装 アスファルト系舗装	厚さ t 幅 平坦性 テニスコート 陸上競技場 野球場	-10 -25 ±5mm以内 ±10mm以内 ±20mm以内	幅は、延長80mごと又は施工面積5 00㎡ごとに1ヶ所の割に測定 厚さは、延長200m又は施工面積 500㎡ごとに1ヶ所を掘り起こして測定 なお、延長、施工面積が上述の規 模以下の場合は、1施工箇所につき2 ヶ所を測定	厚さは、個々の測定値(X)が1 0個に9個以上の割合で規格値 を満足しなければならない 
表層工 (土系舗装) 天然芝舗装 (全天候系舗装) 人工芝舗装	表層工(クレー舗装, アンツーカー舗装)に準じる ただし、平坦性は適用しない				
ネットフェンス 防球ネット	設置高さH 幅w(D) 高さh 根入れ長 延長L	設計値以上 -30 -30 設計値以上 -200	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40 m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所 測定 1施工箇所ごとに測定		

章	工種	項目	規格値 mm	測定基準	備考	
13章 取りこわし及び舗装補修	舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	1施工箇所、各層ごとに1ヶ所測定	
			延長L	-100		
			厚さt	該当工種		
		舗設工	幅 w	-25		
			延長L	-100		
			厚さt	該当工種		
	路上再生路盤工	路盤工	厚さt	-30	幅は延長80mごとに1ヶ所の割で測定 厚さは、各車線200mごとに左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定	
			幅 w	-50		
			延長L	-100		
	オーバーレイ工		厚さ t	-9	厚さは、40mごとに現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する 測定点は、車道中心線、車道端及びその中心とする 幅は、延長80mごとに1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、1施工箇所につき2ヶ所測定 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる	
幅 w			-25			
延長 L			-100			
平坦性 (X10)			3mプロフィールメータ - (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
路面切削工	厚さ t (X)	厚さ t	-7	厚さは、40mごとに現舗装高切削後の基準高の差で算出する 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする	厚さは、個々の測定値(X)が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値は(X10)について満足しなければならない ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない σは、3mプロフィールメータ標準偏差とする	
		厚さ t (X10)	-2			
	幅 w	-25	延長40m未満の場合は、1施工箇所につき2ヶ所測定 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる 測定方法は自動横断測定法によることができる			
						

章	工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認
4章 土工	切土・盛土	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による	当初及び土質の変化したとき(材料が岩砕の場合は除く) ただし、法面、路肩部の土量は除く		
				CBR試験	JIS A 1211				
			その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による	当初及び土質の変化したとき		
				土粒子の密度試験	JIS A 1202		含水比の変化が認められたとき		
				土の含水比試験	JIS A 1203		当初及び土質の変化したとき		
				土の粒度試験	JIS A 1204				
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
				土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
				土の三軸圧縮試験	地盤材料試験				
				土の圧密試験	JIS A 1217				
		土のせん断試験	地盤材料試験						
		土の透水試験	JIS A 1218						
		施工	必須	現場密度の測定	JIS A 1214 (最大粒径 ≤53mm)	<p>【砂質土】</p> <ul style="list-style-type: none"> 路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法) 路体以外: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する <p>【粘性土】</p> <ul style="list-style-type: none"> 路体: 自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率V_aが$2\% \leq V_a \leq 10\%$または飽和度S_rが$85\% \leq S_r \leq 95\%$ 路体以外: トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率V_aが$2\% \leq V_a \leq 8\%$ <p>ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計図書による 	<p>路体の場合、1,000m³につき1回の割合で行う ただし、5,000m³未満の工事は、1工事当たり3回以上</p> <p>路体以外の場合、500m³につき1回の割合で行う ただし、1,500m³未満の工事は1工事当たり3回以上</p> <p>1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う</p>		

章	工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認		
4章 土工	切土・盛土	施工	必須	プルーフローリング	試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後全幅、全区間について実施	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする			
				平板載荷試験	JIS A 1215		施工延長40mにつき各車線ごとに1か所	セメントコンクリートの路盤に適用する			
			その他	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による	施工延長40mにつき各車線ごとに1か所				
				含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上 路体以外の場合、500m3につき1回の割合で行う ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上				
				コーン指数の測定	試験法便覧 [1]-216		トラフィカビリティーが悪い場合				
				たわみ量	試験法便覧 [1]-227		プルーフローリングでの不良個所で実施				
			路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による	当初及び土質の変化したとき		
						CBR試験	試験法便覧 [4]-155 [4]-158				
	施工	必須		現場密度の測定	JIS A1214 (最大粒径 ≤53mm)	設計図書による	500m3につき1回の割合で行う ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う				
				プルーフローリング	試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする			
		その他		平板載荷試験	JIS A 1215		施工延長40mにつき1か所	セメントコンクリートの路盤に適用する			
				現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による	施工延長40mにつき各車線ごとに1か所				
				含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上				
				たわみ量	試験法便覧 [1]-227		プルーフローリングでの不良個所で実施				

章	工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認
5章 基礎工	既製杭工	材料	必須	外観検査 (鋼管杭, コンクリート杭, H鋼杭の現場溶接)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など, コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと	設計図書による		○
				外観検査(鋼管杭)	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満:許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下:許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下:許容値4mm以下		<ul style="list-style-type: none"> •外径700mm未満:上杭と下杭の外周長の差で表し,その差を$2\text{mm} \times \pi$以下とする •外径700mm以上1,016mm以下:上杭と下杭の外周長の差で表し,その差を$3\text{mm} \times \pi$以下とする •外径1,016mmを超え2,000mm以下:上杭と下杭の外周長の差で表し,その差を$4\text{mm} \times \pi$以下とする 	
				浸透探傷試験 (溶剤除去性染色浸透探傷試験) (鋼管杭, コンクリート杭, H鋼杭の現場溶接)	JIS Z 2343 -1,2,3,4,5,6	割れ及び有害な欠陥がないこと	原則として全溶接箇所で行う ただし,施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により,現場状況に応じた数量とすることができる なお,全溶接箇所の10%以上は,JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6により定められた認定技術者が行うものとする 試験箇所は杭の全周とする		
				放射線透過試験 (鋼管杭, H鋼杭の現場溶接)	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが,施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする なお,対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し,その撮影長は30cm/1方向とする (20ヶ所毎に1ヶ所とは,溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである)		
		施工	必須						

章	工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認
5章 基礎工	既製杭工	施工	その他	超音波探傷試験 (鋼管杭の現場溶接)	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである)	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる	
				水セメント比試験 (鋼管杭、コンクリート杭(根固め))	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による 設計図書に記載されていない場合は60%~70%(中掘り杭工法)、60%(プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする		
				セメントミルクの圧縮強度試験 (鋼管杭、コンクリート杭(根固め))	JIS A 1108	設計図書による	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする	参考値:20N/mm ²	
6章 無筋及び鉄筋コンクリート	コンクリート工(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	材料	必須 その他	アルカリシリカ反応対策	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリシリカ反応抑制対策	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合		○
				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合		○

品質管理基準表

別表2

章	工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認
				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JISA 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石, 高炉スラグ骨材, フェロニッケルスラグ細骨材, 銅スラグ細骨材の規格値については備考を参照)	工事開始前, 工事中1回/年以上及び産地が変わった場合 ただし, 砂利の場合は, 工事開始前, 工事中1回/月以上及び産地が変わった場合	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
				粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下, ただし積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下			○
6章 無筋及び鉄筋コンクリート	コンクリート工(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	材料	その他	骨材の微粒分量試験方法	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	・粗骨材 砕石:3.0%以下(ただし, 粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材:5.0%以下 それ以外(砂利等):1.0%以下 ・細骨材 砕砂:9.0%以下(ただし, すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土, シルト等を含まない場合):7.0%(ただし, すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材:7.0%以下(ただし, すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等):5.0%以下(ただし, すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前, 工事中1回/月以上及び産地が変わった場合 (山砂の場合は, 工事中1回/週以上)		○
				砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと 濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる	工事開始前, 工事中1回/年以上及び産地が変わった場合	濃い場合は, JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による	○
				セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント)	工事開始前, 工事中1回/月以上		○

章	工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認
				ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)			○
		施工	必須	塩化物総量規制	JIS A 1144 又は信頼できる機関で評価を受けた試験方法	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる 1試験の測定回数は3回とする 試験の判定は3回の測定値の平均値	<ul style="list-style-type: none"> 1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は、1工種1回以上の試験またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる 骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCEC502,503)または設計図書の規定により行う 用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる 	
6章 無筋及び鉄筋コンクリート	コンクリート工(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランブ2.5cm：許容差±1.0cm	<ul style="list-style-type: none"> 荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う 道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる 	1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は、1工種1回以上の試験またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる	
				コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は呼び強度の85%以上(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)、かつ3回の平均値は呼び強度以上	<ul style="list-style-type: none"> 荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³～150m³ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(σ7・・・3個、σ28・・・3個)とする 		

章	工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認	
				空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回, 及び荷卸し時に品質変化が認められたとき			
				コンクリートの曲げ強度試験 (コンクリート舗装の場合のみ必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は呼び強度の85%以上, かつ3回の平均値は呼び強度以上	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う なお, テストピースは打設場所で採取し, 1回につき原則として3個とする			
			その他	コンクリートコアによる圧縮強度試験	JIS A 1107	設計図書による	品質に異常が認められた場合			
				コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112					
6章	無筋及び鉄筋コンクリート	鉄筋工(ガス圧接)	施工前試験	必須	外観検査	【目視】 ・圧接面の研磨状況 ・たれ下がり ・焼き割れ等 【ノギス等による計測(詳細外観検査)】 ・軸心の偏心 ・ふくらみ ・ふくらみの長さ ・圧接部のずれ ・折れ曲がり等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1/5以下 ②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1.4倍以上 ただし, 両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は, 細い方の鉄筋)の1.1倍以上 ただし, 両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は, 細い方の鉄筋)の1/4以下 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は, 細い方の鉄筋)の1/5以下 ⑦垂れ下がり, へこみ, 焼き割れが著しくない ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない	鉄筋メーカー, 圧接作業班, 鉄筋径ごとに自動ガス圧接の場合は各2本, 手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施	・モデル供試体の作成は, 実際の作業と同一条件・同一材料で行う 直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う ・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業	

品質管理基準表

別表2

章	工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認
						熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ,へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上 ただし,SD490の場合は1.2倍以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない ④その他有害と認められる欠陥があってはならない		環境下での施工条件,圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである ・自動ガス圧接を行う場合には,装置が正常で,かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため,施工前試験を行わなければならない (2)直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接,自動ガス圧接,熱間押抜法のいずれにおいても,施工前試験を行わなければならない	

章	工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認
6章 無筋及び鉄筋コンクリート	鉄筋工(ガス圧接)	施工後試験	必須	外観検査	<p>【目視】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圧接面の研磨状況 ・たれ下がり ・焼き割れ等 <p>【ノギス等による計測(詳細外観検査)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軸心の偏心 ・ふくらみ ・ふくらみの長さ ・圧接部のずれ ・折れ曲がり等 	<p>熱間押抜法以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1/5以下 ②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1.4倍以上 ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上 ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない 	<p>目視は全数について実施</p> <p>特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う</p>	<p>熱間押抜法以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格値を外れた場合は以下によるいずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う ・①は、圧接部を切り取って再圧接する ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する ・④は、圧接部を切り取って再圧接する ・⑤は、再加熱して修正する ・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する 	
					<p>熱間押抜法の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上 ただし、SD490の場合は1.2倍以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない 	<p>熱間押抜法の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格値を外れた場合は以下によるいずれの場合も監督職員の承諾を得る ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う 			
				超音波探傷検査	JIS Z 3062	<ul style="list-style-type: none"> ・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下のときはロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする ただし合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする 	<p>超音波探傷検査は抜取検査を原則とする</p> <p>抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする</p> <p>ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする</p>	<p>規格値を外れた場合は、以下による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う 	

品質管理基準表

別表2

章	工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認		
7章 舗装工	下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	試験法便覧 [4]-68	粒状路盤:修正CBR20%以上 (クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で, 上層路盤, 基層, 表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする 北海道地方・・・20cm 東北地方・・・30cm その他の地方・・・40cm	施工前		○		
				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A5001 表2参照				○	
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下				鉄鋼スラグには適用しない	○
				鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	試験法便覧 [4]-80	1.5%以下				クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する	○
				道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし					○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	施工前	再生クラッシュランの場合に適用する	○			
		施工	必須	現場密度の測定	試験法便覧 [4]-256の砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は, 最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道:設計図書による	締固め度は, 個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし, かつ, 平均値について以下を満足するものとする 締固め度は, 10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする また, 10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが, X3が規格値をはずれた場合は, さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい 1工事あたり3,000㎡を超える場合は, 10,000㎡以下を1ロットとし, 1ロットあたり10孔で測定する なお, 1工事あたり3,000㎡以下の場合は, 1工事あたり3孔以上で測定する				
				プルーフローリング	試験法便覧 [4]-288		仕上げ後, 全幅, 全区間	荷重車については, 施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする			
				平板載荷試験	JIS A 1215		施工面積1,000㎡につき2回	セメントコンクリートの路盤に適用する			
				その他	骨材ふるい分け試験	JIS A 1102		異常が認められたとき			
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下					
土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による									

章	工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認		
7章 舗装工	上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生 骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	施工前		○		
				鉄鋼スラグの修正CBR試験	試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上				MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する	○
				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照					○
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下				鉄鋼スラグには適用しない	○
				鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 試験法便覧 [4]-73	呈色なし				MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する	○
				鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	試験法便覧 [4]-80	1.5%以下					○
				鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	試験法便覧 [4]-75	1.2Mpa以上(14日)				HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する	○
				鉄鋼スラグの単位容積質量試験	試験法便覧 [2]-131	1.50kg/L以上				MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	施工前	粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する	○			
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下				○		
		施工	必須	現場密度の測定	試験法便覧 [4]-256の砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ、平均値について以下を満足するものとする 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、1工事あたり3孔以上で測定する				
粒度 (2.36mmふるい)	試験法便覧 [2]-16			2.36mmふるい: ±15%以内	異常が認められたとき						

章	工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認
7章 舗装工	上層路盤	施工	必須	粒度(75 μ mふるい)	試験法便覧 [2]-16	75 μ mふるい:±6%以内	異常が認められたとき		
			その他	平板載荷試験	JIS A 1215		施工面積1,000m ² につき 2回	セメントコンクリートの路盤に適用する	
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下	異常が認められたとき		
				土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による			
	アスファルト舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前		○
				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率:3.0%以下		○	
				骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土・粘土塊量:0.25%以下		○	
				粗骨材の形状試験	試験法便覧 [2]-51	細長あるいは扁平な石片:10%以下		○	
				フィラーの粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧 表3.3.17による		○	
				フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下		○	
			その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下	施工前	火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する	○
				フィラーのフロー試験	試験法便覧 [2]-83	50%以下			○
				フィラーの水浸膨張試験	試験法便覧 [2]-74	3%以下			○
				フィラーの剥離抵抗性試験	試験法便覧 [2]-78	1/4以下			○
				製鋼スラグの水浸膨張性試験	試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比:2.0% 以下			○
				製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率:3.0%以下			○
				粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すりへり量 砕石:30%以下 CSS :50%以下 SS :30%以下			○
				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下			○
				粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量:5%以下			○
				針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧 ・舗装用石油アスファルト :表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト :表3.3.3 ・セミブローンアスファルト :表3.3.4			○
				軟化点試験					○
				伸度試験					○
				トルエン可溶分試験					○
				引火点試験	JIS K 2265				○
	薄膜加熱試験	JIS K 2207			○				
	蒸発後の針入度比試験			○					
	密度試験			○					
高温動粘度試験	試験法便覧 [2]-212			○					
60℃粘度試験	試験法便覧 [2]-224			○					
タフネス・テナシティ試験	試験法便覧 [2]-289			○					

章	工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認	
7章 舗装工	アスファルト舗装工	プラント	必須	粒度 (2.36mmふるい)	試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	異状が認められたとき		○	
				粒度 (75μmふるい)	試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内基準粒度	印字記録の場合 全数又は抽出・ふるい 分け試験1~2回/日		○	
				アスファルト量抽出粒度分析試験	試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内			○	
				温度測定 (アスファルト, 骨材, 混合物)	温度計による	配合設計で決定した 混合温度	随時		○	
				必須	現場密度の測定	試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道: 設計図書による	締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、1工事あたり3孔以上で測定する	橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理または転圧回数による管理を行う	
					温度測定(初転圧前)	温度計による	110℃以上	随時	測定値の記録は1日に4回(午前・午後各2回)	
					外観検査(混合物)	目視				
				その他	すべり抵抗試験	試験法便覧 [1]-101	設計図書による	舗設車線200mごとに1回		
			セメントコンクリート舗装工		6章 無筋及び鉄筋コンクリート (コンクリート工)に準じる					
		9章 排水工	現場打コンクリート構造物		6章 無筋及び鉄筋コンクリート (コンクリート工)による					

章	工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認		
10章 法面保護	モルタル又はコンクリート吹付工	材料	区分	6章 無筋及び鉄筋コンクリート（コンクリート工）による					○		
				施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2005	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上	吹付1日につき1回行う なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする		
						塩化物総量規制	JIS A 1144 又は 信頼できる機関で評価を受けた試験方法	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる (1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値	総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる 骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502,503)または設計図書の規定により行う 用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる	
						スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回及び荷卸し時に品質変化が認められたとき	総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる	
						空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回及び荷卸し時に品質変化が認められたとき	総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる	
						コアによる圧縮強度試験	JIS A 1107	設計図書による	品質に異常が認められた場合に行う		
その他											

章	工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認
10章 法面保護	現場吹付法 砕工	材料	必須	6章 無筋及び鉄筋コンクリート（コンクリート工）に準じる					○
				コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2005	設計図書による	1回6本を吹付1日につき1回行う なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う 1回に6本（σ7…3本、σ28…3本）とする		
				スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回及び荷卸し時に品質変化が認められたとき	総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる	
				塩化物総量規制	JIS A 1144 又は信頼できる機関で評価を受けた試験方法	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる （1試験の測定回数は3回とする） 試験の判定は3回の測定値の平均値	総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる 骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または設計図書の規定により行う	
				空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回及び荷卸し時に品質変化が認められたとき	総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる	
				ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上	設計図書による		
				コアによる圧縮強度試験	JIS A 1107	設計図書による	品質に異常が認められた場合に行う		

章	工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認
11章 運動場	路盤工	材料		7章 舗装工（下層路盤または上層路盤）による					
				7章 舗装工（アスファルト舗装工）による					
	クレイ舗装	施工	その他	硬度試験	プロクターニードル試験	陸上競技場 50～110 野球場 30～80 テニスコート 40～110	1,000m ² につき1回		
			その他	硬度試験	プロクターニードル試験	陸上競技場 80～150 テニスコート 60～120	1,000m ² につき1回		
13章 取りこわし及び舗装補修	路上路盤再生工	材料	必須	修正CBR試験	試験法便覧 [4]-68	修正CBR20%以上	施工前		
				土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時		
				土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による			
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:9以下			
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前, 工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○	
		施工	必須	現場密度の測定	試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は, 最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	締固め度は, 個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし, かつ平均値について以下を満足するものとする 締固め度は, 10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする また, 10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが, X3が規格値をはずれた場合は, さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい 1工事あたり3,000m ² を超える場合は, 10,000m ² 以下を1ロットとし, 1ロットあたり10孔で測定する なお, 1工事あたり3,000m ² 以下の場合は, 1工事あたり3孔以上で測定する		

品質管理基準表

別表2

章	工種	種別	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認
13章 取りこわし及び舗装補修	路上路盤再生工	施工	必須	土の一軸圧縮試験	試験法便覧 [4]-133	設計図書による	当初及び材料の変更時		
				CAEの一軸圧縮試験	試験法便覧 [4]-135			CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す	
				土の含水比試験	JIS A 1203			1~2回/日	
	舗装打換工, オーバーレイ工	7章 舗装工の該当工種に準じる							

※ 試験方法欄の記載の「試験法便覧」は、「舗装調査・試験法便覧(全4分冊) [(社)日本道路協会編]」を、「地盤材料試験」は、「地盤材料試験の方法と解説 [(社)地盤工学会編]」を、「舗装施工便覧」は、「舗装施工便覧 [(社)日本道路協会編]」を、「舗装再生便覧」は、「舗装再生便覧 [(社)日本道路協会編]」を、「アルカリ骨材反応抑制対策」は、「アルカリ骨材反応抑制対策について [平成 14 年 7 月 31 日付け国土交通省通達]」を表す。

※ 各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績書やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検収を実施する。空欄の項目については、必ず現場検収を実施する。